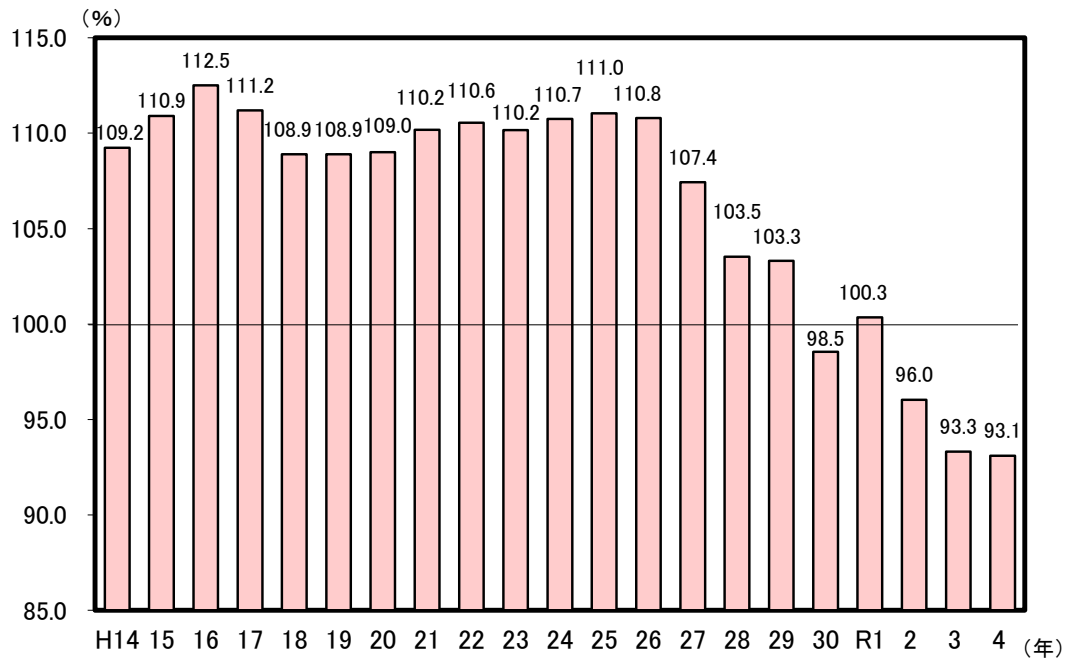


熊本県の保育所の在在率の推移



解 説

【概要】

令和4年の県内保育所等数は623か所、定員数は57,054人となった。

県内保育所の在在率の推移を平成14年からみると、16年まで上昇が続き17年から18年にかけて減少したものの高い水準の傾向であった。27年以降は減少傾向が続き、令和元年にまた上昇したものの令和2年以降減少傾向が続いている。

○保育所等

幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、保育所をいう。

○保育所等在在率

保育所等在在者数÷保育所定員数
×100

○児童福祉施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小型児童館、児童センター、大型児童館A型、大型児童館B型、大型児童館C型、その他の児童館、児童遊園をいう。

注1：都道府県の数値は施設の所在地ではなく、施設を設置又は許可（届出）した都道府県にて計上している。また、国立の施設はどの都道府県にも含まれていないので、全国計と内訳の合計は一致しない。

注2：社会福祉施設等調査は、平成20年まで調査票の配付・回収を都道府県・指定都市・中核市が実施していたが、平成21年から厚生労働省が委託した民間事業者からの郵送方式に変更した。平成24年調査は、行政情報から把握可能な項目を基本票として、都道府県・指定都市・中核市に対しオンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目を詳細票として、施設・事業所に対し厚生労働省が民間事業者に調査票の配布・回収を委託して実施した。この結果、未回収施設があり、年次比較は適さないものとなった。

資 料 出 所	調 査 期 日	調査周期
「社会福祉施設等調査」 厚生労働省	令和4年10月1日	毎年